

# SFC 坂出 規 約

本規約は、SFC 坂出発展のため、指導者及び育成会（保護者会）との親睦、融和を図り一致団結、協力し、団員の育成に努めることを目的とする。

## 第1条 名 称

本スポーツ少年団の名称は『瀬戸大橋 FC 坂出』と言う。  
(略称：SFC 坂出)

## 第2条 団 員

本クラブ団員は、坂出市内の小学生（男・女）を対象にして組織する。  
但し、他の地域でも希望する場合は、その限りではない。

## 第3条 目 的

- (1) 団員の健全育成
- (2) 指導者及び育成会の親睦、融和
- (3) 坂出市サッカー協会、中西讃サッカー連盟、(一社)香川県サッカー協会との交流
- (4) 地域少年団及び子供会との交流
- (5) その他団体との交流

## 第4条 行 事

- (1) 坂出市サッカー協会、中西讃サッカー連盟及び(一社)香川県サッカー協会の行事に参加
- (2) 坂出市スポーツ少年団の行事に参加
- (3) その他の行事に参加
- (4) クラブの行事

## 第5条 運 営

- (1) 運営委員会の開催は、事務局が運営する。

## 第6条 運営委員会

- (1) 年一回以上、運営委員会を開催する。
- (2) 運営委員長不在の場合は、副委員長或いは運営委員長より委員長代行を選出し開催することが出来る。

(3) 委員の1/3以上より要請があったとき。

#### 第7条 運営委員

- (1) 運営委員長 : 代表者
- (2) 運営副委員長 : 事務局
- (3) 運営委員 : 育成会役員 コーチングスタッフ

#### 第8条 指導者会

- (1) 指導者より要請があれば開催する。
- (2) 育成会より要請があれば開催する。
- (3) 3～4ヶ月に、1回は例会を設ける。但し、その限りではない。
- (4) 指導委員会は、坂出市サッカー協会に役員を派遣する。
- (5) 坂出市サッカー協会に派遣する役員は、団役員とする。

#### 第9条 指導者役員

- (1) 代表者 : 森 博史
- (2) 総監督 : 森 博史
- (3) 副総監督及び事務局 : 長原 奈三夫
- (4) コーチングスタッフ : 森 博史、長原 奈三夫  
三井 秀基、今井 栄爾、多田羅 章司  
村上 敦、横井 恭平、下野 秀一郎、  
山本 芳紀、植田 修二、松本 誠二、  
入江 浩嗣、小林 大輔、小山 淳一、  
山口 大輔、多田羅 崇司
- (6) 会員 : 指導者全員

#### 第10条 役割

- (1) 代表者 : 指導者及び育成会を統括する。
- (2) 総監督 : 指導者及び育成会を統括し、補佐する。クラブ運営にあたり外部交渉を補う。
- (3) 事務局 : 指導者会及び育成会の取りまとめを行い、通達事項の発行及び通達を行い、外部交渉を補う。
- (4) 監督 : 学年責任者として団員を指導、監督する。
- (5) 指導者 : 団員の指導にあたる。

## 第11条 総会

- (1) 総会は、育成会会長が招集し、事務局長、事務局、コーチングスタッフおよび全父母に開催を通知しなければならない。
- (2) 毎年4月に定期総会を開き、その事項を審議し、決定する。
  - ① 新役員の承認
  - ② 団運営会費の決算報告と予算承認
  - ③ 活動方針、事業計画
  - ④ その他の重要事項
- (3) 重要な議案がある場合は、臨時総会を開くことができる。
- (4) 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (5) 総会における議決は出席者の過半数をもって承認とする。同数の場合は、議長が決する。ただし、規約改正については3分の2以上の同意を必要とする。

## 第12条 その他

- (1) 指導者会は、決定事項は速やかに育成会役員に連絡する。
- (2) 各監督は、学年決定事項を速やかに事務局、総監督に連絡する。
- (3) 対外交流試合（県外遠征）等は、坂出市スポーツ少年団本部に連絡をする。
- (4) 総監督は、外部交渉の結果を事務局に連絡する。
- (5) 事務局は、外部交渉の結果等を指導者会及び育成会に通達する。
- (6) 指導者会は、育成会よりの意見具申を受け、運営委員会に反映する。
- (7) 指導者会の下部組織に育成会役員会を設ける。

## 第13条 施行

この規約は、平成27年5月1日より施行する。

平成20年	3月	20日	規約作成
平成21年	3月	20日	改訂
平成23年	3月	15日	改訂
平成24年	3月	27日	改訂
平成25年	4月	7日	改訂
平成26年	4月	26日	改訂
平成27年	4月	14日	改訂
平成28年	4月	12日	改訂